

警察における取調べの一部録音・録画の試行について

1 試行の目的

裁判員裁判では、裁判員に分かりやすい立証が可能となるよう、警察としても一層の配慮が求められていることから、裁判員裁判において、自白の任意性の効果的・効率的な立証に資するためには、いかなる方策が有効であるかを検討するため、警察における取調べの一部を録音・録画することを試行する。

2 試行の実施警察

警視庁及び大規模府県警察において試行を実施する。

3 試行の実施時期

平成20年度中に試行を開始する。

4 試行の対象とする事件及び取調べの範囲

試行の目的が、裁判員裁判における自白の任意性の立証方策の検討であることから、対象とする事件は、裁判員裁判対象事件（自白事件に限る。）とする。

裁判員裁判対象事件の中から、自白の状況、自白以外の証拠関係等を総合的に勘案して、将来の公判において自白の任意性に争いが生じるおそれがあると認められる事件を選定する。

選定した事件の捜査が一定程度進展した時点で、犯行の概略について供述調書を作成する場合において、録取内容を被疑者に読み聞かせ、署名押(指)印を求めている状況を基本としつつ、自白内容に間違いがないこと等を確認している状況を録音・録画する。